

公募型プロポーザル方式に関わる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年8月17日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名

都市計画道路補助49号線堺橋更新検討業務委託

(2) 目的

本業務は、「東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第49号線」に位置し、拡幅または架替えを行う堺橋について、最適な橋梁形式及び施工方法の検討を行うものである。なお、本橋梁は、通行止めを実施せず、一般交通を確保しながら施工することを基本としている。

(3) 履行箇所

世田谷区瀬田一丁目1番から玉川二丁目8番先（「図1 位置図」参照）

(4) 業務内容

業務委託の概要についてはプロポーザル後、特定された企画提案書を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し決定する。

なお、現在世田谷区が想定している業務は別紙、仕様書及び特記仕様書のとおりであり、下記に想定している業務概要を示す。

【委託概要】

- ① 設計計画
- ② 現地踏査
- ③ 現地調査
- ④ 基本条件の整理
- ⑤ 既存橋梁の現況把握と検討
- ⑥ 施工方法の検討
- ⑦ 報告書作成

(5) 履行期限

契約締結日から令和3年3月22日までとする。

2. 参加資格条件

次に掲げる要件のすべてに該当するもの。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録され、参加表明時点において営業種目「土木設計」の順位格付を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (6) 企業の実績
官公庁が発注し、平成21年度以降に完了した東京都及び区市町村、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、全国の政令指定都市のいずれかにおける橋梁の架替えに関わる検討、予備設計、詳細設計の受注実績が1件以上あること。
- (7) 予定技術者の要件
・主任技術者及び照査技術者、担当技術者のうち主たる担当者においては、官公庁が発注し、平成21年度以降に完了した東京都及び区市町村、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、神

奈川県、全国の政令指定都市のいずれかにおける橋梁の架替えに関わる検討、予備設計、詳細設計の担当実績を有すること。なお、各技術者は兼任することはできない。

- ・主任技術者は下記のいずれかの資格を有するものであること。また一級あるいは二級土木施工管理技士の資格を有すること。

技術士：総合技術監理部門（建設-鋼構造コンクリート）

技術士：建設部門（建設-鋼構造コンクリート）

- ・照査技術者は下記の資格を有するものであること。また一級あるいは二級土木施工管理技士の資格を有すること。

技術士：建設部門（建設-鋼構造コンクリート）

- ・担当技術者のうち主たる担当者は下記の資格を有するものであること。

技術士：建設部門（建設-鋼構造コンクリート）

(8) (6) から (7) については、確認のため実績等を証明することのできる資料を添付すること。

3. 審査の方法

(1) 企画提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき、評価基準について審査・配点し、総合点により順位を決定する。なお、提案者が1者の場合、評価合計点が全審査員の配点総計に対して7割以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

(2) ヒアリングの実施

提案書の内容について、配置予定の主任技術者及び担当技術者に対してヒアリングを実施し、審査する。提案の説明は20分程度とし、その後10分程度の質疑を行う。説明に用いる資料は提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。説明は、主任技術者または担当技術者が行い、事業者側の出席者は計3名までとする。担当技術者または主任技術者が、天災や伝染性の高い病気、弔事などのやむを得ない理由により欠席する場合は、委員会の許可を得て、同等の能力を有する者を代理とすることができる。

ヒアリング実施予定日：令和2年9月25日（金）

会場、時間等の詳細については、審査対象者に電子メールにより通知する。

(3) 審査（書類）

- ・企画提案書の内容について審査する。
- ・審査基準は概ね以下のとおり。
- ・審査は、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を書面審査と合わせて「実施方針等」および「特定テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

審査項目		審査の視点	配点
提案書	企業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企業として同種業務の実務実績が十分であるか ・過去の業務実績を踏まえ、当業務に対しても専門技術を十分に発揮できると認められるか ・企業としてのバックアップ体制がとれており、技術者が欠けた場合などに、人力的な補充ができるか 	10点
	予定技術者実績 (主任技術者) (照査技術者) (担当技術者)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務で活用できる資格を有しているか ・同種業務の実務実績があるか 	20点
	業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールに妥当性があり、業務分担が明確であるか ・各工程で想定される業務量が適切に計画されているか 	20点
	特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的・内容の理解度が高く、特に重視する着眼点、配慮すべき具体的な方法や進め方等が明確に記載されているか ・与条件及び課題整理、解決方法等が、業務目的及び特性を適切に把握した提案であるか ・説得力があり、かつ現実的な提案であるか ・課題解決するための創意工夫がなされた提案であるか ・提案内容が効果的な構成となっており、分かりやすいか 	50点
参考見積書		<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額と提案内容が妥当であるか 	なし

・審査の結果は、令和2年9月28日(月)、郵送により通知する。

4. 手続き等

(1) 開始の公告

- 1) 公告開始日 令和2年8月17日(月)
- 2) 公告方法 世田谷区ホームページ(入札・契約情報、土木部工事第二課)

(2) 説明書の配布

- 1) 配布期間 令和2年8月17日(月)から令和2年8月28日(金)まで
- 2) 配布場所・方法
 - ①世田谷区ホームページ(以下)よりダウンロード
<https://www.city.setagaya.lg.jp/jigyosha/d00187298.html>
 - ②土木部工事第二課、窓口
 ※土日・祝日を除く9時から16時まで(12時から13時を除く。)

(3) 参加表明書の提出

- 1) 受付期間：令和2年8月17日(月)から令和2年8月28日(金)16時まで
 ※土日・祝日を除く9時から16時まで
- 2) 提出先・方法：土木部工事第二課に郵送もしくは持参
 (郵送の場合は、令和2年8月28日必着とする。)
 (持参の場合は、事前に電話で持参する時間を予約すること。)

(4) 企画提案書等の提出

- 1) 受付期間：令和2年8月31日(月)から令和2年9月18日(金)16時まで
 ※土日・祝日を除く9時から16時まで(12時から13時を除く。)
- 2) 提出先・方法：土木部工事第二課に郵送もしくは持参
 (郵送の場合は、令和2年9月18日必着とする。)
 (持参の場合は、事前に電話で持参する時間を予約すること。)

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定がある。

【令和3年度】橋梁予備設計委託

【令和4年度】橋梁詳細設計委託（その1）

【令和5年度】橋梁詳細設計委託（その2）

ただし、委託契約は年度ごとに行い、履行内容が良好と認められること、予算の配当があること等を条件とし、次年度の契約を行う。

- (5) 契約等について

- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は特定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。

- (6) 参加表明書及び企画提案書の作成に関わる費用について

参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。

- (7) 記載内容の変更について

参加表明書及び企画提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、区の了解を得なければならない。

- (8) 参加者の失格について

参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした参加者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った参加者は、失格とする。

- (9) 参加表明書及び企画提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (10) 参加者の辞退について

参加表明書の提出後、企画提案書の提出及び審査への参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

提出期限：令和2年9月11日（金）必着

提出先・方法：土木部工事第二課に郵送

6. 担当部署

土木部工事第二課橋梁担当

担当：小川

住所：東京都世田谷区世田谷4-2-4-1 世田谷区役所城山分庁舎2F

電話：03-5432-2398 FAX：03-5432-3082

メールアドレス：SEA02403@mb.city.setagaya.tokyo.jp



案内図

世田谷区瀬田一丁目 1 番から玉川二丁目 8 番先

